

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除	地 域 環 境 課
・ 道路の供用開始	道 路 維 持 課
・ 急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)	砂 防 課
・ 一般競争入札の参加者の資格等	警察本部会計課
◎ 公 告	
・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁 業 振 興 課
・ 管理規程変更の認可	農 村 整 備 課
・ 一般競争入札の実施	警察本部会計課
◎ 公安委員会告示	
・ 遊泳区域の指定	地 域 課
◎ 人事委員会規則	
○長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局
◎ 雑 報	
・ 一般競争入札の実施について	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第476号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定による特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の指定を同条第2項の規定により解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月25日

長崎県知事 中村 法道

- 形質変更時要届出区域の解除
長崎県諫早市津久葉町1883番地43の一部
(令和元年長崎県告示第309号で指定した区域のうち、令和2年長崎県告示第407号で指定の一部解除を行った区域以外の区域及び令和2年長崎県告示第761号で指定した区域)
- 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 講じられた汚染の除去等の措置

掘削・除去

長崎県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 383号	平戸市宝亀町字中田1433番1地先から 平戸市宝亀町字宮崎1142番1地先まで	令和3年6月25日

長崎県告示第478号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北興局建設部において縦覧に供する。

令和3年6月25日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称			勝海(5)	
	市町名	大字	字	地番
所在地	佐世保市	勝海町		1番1の一部、1番2の一部、1番3、1番4、1番5、2番1の一部、2番2、3番、4番3、4番26の一部、4番27、4番28、4番29、4番30、4番31、4番43、4番44、4番45、4番59の一部、4番60、4番79、4番80、4番81、4番82、4番83、4番84、4番85、4番86、4番87、4番88、4番89、7番1の一部、7番2の一部、8番1の一部、8番2、9番1の一部、9番2、64番1の一部、64番5、65番1の一部、65番2、67番1の一部、67番2、68番1の一部、68番2、69番の一部、74番1の一部、74番2

長崎県告示第479号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和3年6月25日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称			深堀4丁目(4)	
	市町名	大字	字	地番
所在地	長崎市	深堀4丁目		17番2の一部、17番3の一部、17番22の一部、17番29の一部、17番33の一部、17番36の一部、17番37の一部

長崎県告示第480号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次

のとおり告示する。

令和3年6月25日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

交通総合管理システムの賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和3年7月16日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありません。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法

施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年6月25日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県対馬市豊玉町千尋藻412番地2
須川 孝行
長崎県対馬市豊玉町曾1063番地1
上松 好光
- (2) 加入区
豊玉町東加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
豊玉町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地9
豊玉町漁業協同組合

管理規程変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、福江土地改良区の内閣ダム管理規程の変更を認可した。

令和3年6月25日

長崎県知事 中村 法道

1 認可日 令和3年6月16日

2 管理規程の概要

- (1) ダムの名称 内閣ダム
- (2) 総貯水量 900,000m³
- (3) 管理主体 福江土地改良区
- (4) 管理規程に記載されている主な事項
ア. ダムの諸元等に関する事項
イ. 貯水、取水または放流に関する事項
ウ. ゲートの操作に関する事項
エ. 点検および整備に関する事項
オ. 緊急事態における措置に関する事項
カ. 観測及び調査に関する事項
キ. その他必要な事項

3 管理規程の備付場所

福江土地改良区（五島市籠淵町1993番地5）

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年6月25日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
交通総合管理システムの賃貸借及び保守
交通総合管理システム装置 1式

- (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
 - (3) 借入期間
令和4年1月1日～令和8年12月31日
 - (4) 設置場所
長崎県警察本部警務部情報管理課及び交通部交通指導課
 - (5) 入札の方法
前記(1)の物件を一括して入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和3年長崎県告示第480号）に定める資格を得ていること。
 - (4) この公告の日から8の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から8の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県出納局物品管理室
（電話）095-895-2884
（提出期限）令和3年7月16日（金）17時00分
 - 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
（名称）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
（電話）095-820-0110 内線2231
 - 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
 - 6 入札説明書の交付方法
（期 間）この公告の日から令和3年8月4日（水）17時00分まで（県の休日を除く。）
（場 所）4の部局等とする。
（その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 8 入札の場所及び期日等
（日時）令和3年8月10日（火）13時30分開始

(場所) 長崎県長崎市尾上町3番3号
長崎県警察本部 3階入札室

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局等に確認すること。

9 郵送による場合の入札書の受領期限等

(受領期限) 令和3年8月6日(金)17時00分必着

(提出先) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)

(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置

を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Traffic comprehensive management system equipment 1 etc.
- (2) lease period:
January 1,2022 through December 31,2026
- (3) Installation Location:
Nagasaki Prefectural Police Headquarters Police Department Information Management Section and
Traffic Department Traffic Guidance Section
- (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date) :
5:00 p.m.August 6, 2021
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m.August 10, 2021
- (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第21号

遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例（平成4年長崎県条例第53号）第7条第1項の規定により、遊泳区域を次のように指定する。

令和3年6月25日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

番号	海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	指定期間
1	伊王島海水浴場	長崎県長崎市伊王島町一丁目2129番地	「伊王島海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和3年7月10日～ 令和3年9月30日 (83日間)
2	大崎海水浴場	長崎県東彼杵郡川棚町小串郷290番地	「大崎海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和3年7月17日～ 令和3年8月22日 (37日間)
3	白浜海水浴場	長崎県佐世保市俵ヶ浦町3494番地	「白浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和3年7月10日～ 令和3年8月20日 (42日間)

4	千里ヶ浜海水浴場	長崎県平戸市川内町55番地地先	「千里ヶ浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和3年7月17日～ 令和3年8月22日 (37日間)
5	根獅子海水浴場	長崎県平戸市大石脇町187番地5地先	「根獅子海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和3年7月1日～ 令和3年8月31日 (62日間)
6	人津久海水浴場	長崎県平戸市大石脇町44番地地先	「人津久海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和3年7月1日～ 令和3年8月31日 (62日間)
7	高井旅海水浴場	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷965番地3	「高井旅海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和3年7月1日～ 令和3年8月31日 (62日間)
8	筒城浜海水浴場	長崎県壱岐市石田町筒城仲触2100番地地先	「筒城浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和3年7月17日～ 令和3年8月31日 (46日間)
9	大浜海水浴場	長崎県壱岐市石田町筒城東触1622番地1地先	「大浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和3年7月17日～ 令和3年8月31日 (46日間)
10	錦浜海水浴場	長崎県壱岐市石田町筒城東触842番地16地先	「錦浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和3年7月17日～ 令和3年8月31日 (46日間)
11	小水浜海水浴場	長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良南触15番地地先	「小水浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和3年7月17日～ 令和3年8月31日 (46日間)
12	塩樽海水浴場	長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良東触2786番地2地先	「塩樽海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和3年7月17日～ 令和3年8月31日 (46日間)
13	辰ノ島海水浴場	長崎県壱岐市勝本町東触2790番地1地先	「辰ノ島海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和3年7月17日～ 令和3年8月31日 (46日間)
14	清石浜海水浴場	長崎県壱岐市芦辺町芦辺浦636番地32地先	「清石浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和3年7月17日～ 令和3年8月31日 (46日間)

人事委員会規則

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月25日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第9号

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
委託団体	組織	職員	委託団体	組織	職員
長与町	中学校	校長 副校長 教頭	長与町	中学校	校長 教頭
略			略		
有明海自動車航送船組合	執行機関	部長 課長 主席船長 総務課 課長補佐（人事・給与担当）	有明海自動車航送船組合	執行機関	部長 課長 主席船長
略			略		
東彼地区保健福祉組合	略	略	東彼地区保健福祉組合	略	略
	東彼地区清掃工場	略		東彼地区清掃工場	略
	東彼地区障がい者支援センター	所長			
略			略		
北松北部環境組合	事務局	事務局長 クリーンセンター長 次長 参事	北松北部環境組合	事務局	事務局長 クリーンセンター長 次長
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年6月25日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

長崎県立大学シーボルト校講義室Windows端末賃貸借及び保守

(1) 調達件名及び数量

長崎県立大学シーボルト校講義室Windows端末賃貸借及び保守 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年12月31日

(4) 納入場所

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学 シーボルト校

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) アまたはイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと

3 入札参加資格を得るための申請の方法

入札参加を希望するものは、2の(2)の資格を得るため、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、以下の部局へ提出すること。

なお、2の(2)における長崎県から入札資格を有すると認められた者に該当する場合も、審査申請書等の提出が必要である。

審査の結果については、以下の提出期限の日から8の入札期日までの間に文書で通知する。

（申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先）

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1

（名称）長崎県立大学 シーボルト校総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

（提出期限）令和3年7月12日（月）17:00

4 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書の別記に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を令和3年7月12日（月）17時00分までに、5の部局等に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1

（名称）長崎県立大学 シーボルト校総務企画課企画グループ

（電話）095-813-5735

6 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和3年7月8日（木）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分の間

（場所）5の部局とする。

（受領）入札参加希望者は、5の部局で必ず入札説明書を受領すること。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角2サイズ）及び切手（140円）を同封のうえ、5の部局まで送付すること。（上記期間内必着とする。）

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札の日時及び場所

(日時) 令和3年7月27日(火) 14時00分開始

(場所) 長崎県立大学 シーボルト校本部棟2階特別会議室

開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴しない

ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

10 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト